

町田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適合性確認機関)

第3条 市長は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「適合性確認機関」と総称する。)を低炭素建築物新築等計画の認定に係る技術的審査を行う者として指定する。ただし、人の居住以外の用途に供する部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定に係る技術的審査については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査に限るものとする。

(認定申請書に添付する図書及び調書)

第4条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類(適合性確認機関が作成したものに限り)を有する場合においては、当該書類

(2) 前号に掲げるもののほか、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、市長が認めるもの

(3) 手数料額計算書（認定申請にあつては第1号様式、変更認定申請にあつては第2号様式による。）

2 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前項第2号の図書を添付する場合において、同条第1項に掲げる図書のうち市長が不要と認める図書とする。

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定）

第5条 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、市長が認定又は変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類を添えて市長に提出しなければならない。

（計画の通知）

第6条 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第3号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（認定申請の取下げ）

第7条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第4号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合において、前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第5号様式）により建築主事に通知するものとする。

3 第1項の取下げ届の副本は、当該届出をした者に返還するものとする。

（不認定通知）

第8条 市長は、認定申請に係る計画又は変更認定申請に係る計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないとき、建築主事から同条第4項の規定において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知を受けたとき（法第55条第2項において準用する場合を含む。）、又は当該申請の手続が省令若しくはこの規則に違反していると認めるときは、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（新築等の状況の報告）

第9条 認定建築主は、法第56条の規定により、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（法第55条第1項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、新築等状況報告書（第7号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

（建築を取りやめる旨の届出）

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第8号様式）の正本及び副本に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（省令別記様式第6に規定するものをいう。以下同じ。）（変更認定を受けた者にあつては、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（省令別記様式第8に規定するものをいう。））を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の建築取りやめ届の副本は、当該認定建築主に返還するものとする。

（工事の完了の報告）

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により市長に報告するものとする。

(1) 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（第9号様式）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（第10号様式）及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

（認定の取消しの通知）

第12条 市長は、法第58条の規定による取消しを行ったときは、認定取消通知書（第11号様式）により当該認定建築主に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明）

第13条 省令第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第12号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書のうち、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係るものその他市長が必要と認める図書（次項において「添付図書」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第13号様式）に、同項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月26日から適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日規則第 44 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 95 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 26 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の第 3 条に規定する登録建築物調査機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画は、この規則の施行の日以後は、この規則による改正後の第 3 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画とみなす。

3 平成 29 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画は、同日後は、この規則による改正後の第 3 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画とみなす。